

第28回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和元年9月30日(月)

場所 市役所 第1会議室

- 議案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条許可申請について
議第4号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 本条地区)
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 高田中部地区)
議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 高田南部地区)
議第7号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について
(利用権設定等促進事業)
報第1号 農地法第5条許可の専決処分について
報第2号 令和元年度農地パトロール結果報告について

その他 10月総会の会議開催予定日時
第29回総会を10月31日(木)午後開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田局長

ただ今から第28回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしく申し上げます。

黒坂会長

皆さん秋の最盛期で忙しい中、出席いただきまして大変ありがとうございます。まだまだ大規模農家の皆さんは、これから稲刈りだと思います。この前の総会の時には、初検査の話を少しさせて頂き、コシヒカリを中心に品質が悪くなるのではないかという話をさせて頂きました。現実的にその予想が当たっており、新潟県の何処も一様に米の品質が悪く、しかもコシヒカリは収量も少ないのです。2年連続の不作は困るので今年こそはと思っていましたけれど、地球の変化なのか天候と気温が変わってきました。8月の中旬まで雨が降らず、高温が続きました。田んぼの水は風呂以上の熱さで夜の代謝が出来ず、昼間はドライヤーを1日中何日も穂にかけられたようなという例えがあるように、米は乳心白、腹白が出ており、社会問題になりつつある品質低下になっています。大規模農家の皆さんは、植付けがずれている関係上、今になって若干ですが品質のいいコシヒカリが出てきています。新之助に関しましては全て品質良好です。これから新潟県の問題になってくる品質低下について、私たち農業委員会として注視していきたいと思います。

9月になり相談を受けているのが、イノシシの問題です。近くに耕作放棄地があることにより、隠れ家になっているのではないかという問題提起がなされました。

10月7日(月)産業建設委員さんとの懇談会を計画しております。理解していただきたいことや訴えたいことがありましたら、総会の中で出していきたいと思います。

そろそろ秋晩に向かいますが、皆さん健康に留意し、事故のない秋にしていきたいと思います。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告を願います。

霜田局長

委員数は19人です。欠席報告1人、現在の出席委員数は18人で、過半数であることを報告致します。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第28回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、2番 佐藤 敏委員、19番 村山 八十一委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書1ページをご覧ください。議第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10aあたりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 大字藤井字内田〇〇番 田 1,019 m²。新潟市西区五十嵐東〇丁目〇番〇号〇〇 〇〇。大字藤井〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号2 大字上田尻字大新田〇〇番〇 田 211 m²。東京都大田区大森西〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇 外1名。大字上田尻〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の贈与。経営規模拡大です。

審査結果の1ページをご覧ください。案件ごとに地区担当の委員、笹川農地会議代表者、事務局の阿部係長、濁川職員が現地調査を行いました。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 西山町下山田字唐子田〇〇番〇 外 3 筆 田 221 m² 畑 95 m² 計 316 m²。西山町下山田〇〇番地 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 2 種でございます。申請地は、すでに転用目的である宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果については、許可申請書類審査結果一覧表 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 3 ページをご覧ください。議第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 五十土字沖田〇番〇 田 外 2 筆 812 m²。刈羽村大字黒川〇〇番地 〇〇 〇〇。長岡市宮本町〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇。資材置場。第 2 種でございます。申請地は、すでに転用目的である資材置場として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 2 荒浜〇丁目字庚申塚〇〇番〇 畑 109 m²。米山台〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇〇。荒浜〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 3 種でございます。

申請番号 3 西山町下山田字前田〇〇番〇 田 16 m²。西山町下山田〇〇番地 〇〇 〇〇。西山町下山田〇〇番地〇 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。申請地は、すでに転用目的である宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 4 大字横山字南ノ前〇〇番〇 田 外 1 筆 334 m²。大字横山〇〇番地 〇〇 〇〇 外 1 名。大字横山〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 2 種でございます。

申請番号 5 北半田〇丁目字小峯〇〇番〇 田 819 m²。北半田〇丁目〇番〇号 〇〇 〇。駅前〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇。宅地造成。第 3 種でございます。

なお、審査結果については、許可申請書類審査結果一覧表 4 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.5 植木 稔委員

申請番号 1 の土地利用計画図を見ますと〇-〇と〇-〇がありますが、これは農地なのでしょう。それともこれだけ飛ばして資材置場なのでしょう。

阿部係長

今回の申請に関して、この 2 筆は申請に入っておりません。〇-〇、〇-〇、〇-〇の 3 筆の申請を受けております。現地もかなり原野化しております。最終的にはそこも含めて資材置場ということになるのではないかと思います。

議長

他にご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することについてご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 4 号から第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」及び「議 7 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の

変更について」を一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

濁川職員

議案書 4 ページをご覧ください。議第 4 号「農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）
（県営経営体育成基盤整備事業 本条地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 所有権移転登記完了後 10 日以内
- 7 対価の支払方法 譲渡人の指定口座に振り込む
- 8 対象農用地の面積でございますが、田 202 筆 76,358.12 m² 畑 13 筆 1,093 m²
その他 8 筆 492 m²
- 9 関係人の数でございますが、受人 1 人（新潟県農林公社）渡人 26 人
- 10 実施地区 柏崎市
- 11 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和元(2019)年 10 月 18 日を予定しております。

明細は 5～10 ページのとおりです。

続きまして、議案書 11 ページをご覧ください。議第 5 号「農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）
（県営経営体育成基盤整備事業 高田中部地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 所有権移転登記完了後 10 日以内
- 7 対価の支払方法 譲渡人の指定口座に振り込む
- 8 対象農用地の面積でございますが、田 41 筆 30,175 m²

- 9 関係人の数でございますが、受人1人（新潟県農林公社）渡人17人
- 10 実施地区 柏崎市
- 11 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和元(2019)年10月18日を予定しております。

明細は12～15ページのとおりです。

続きまして、議案書16ページをご覧ください。議第6号「農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）
（県営経営体育成基盤整備事業 高田南部地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 所有権移転登記完了後10日以内
- 7 対価の支払方法 譲渡人の指定口座に振り込む
- 8 対象農用地の面積でございますが、 田 10筆 4,451㎡ 畑 3筆 325㎡
- 9 関係人の数でございますが、受人1人（新潟県農林公社）渡人3人
- 10 実施地区 柏崎市
- 11 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和元(2019)年10月18日を予定しております。

明細は17ページのとおりです。

続きまして、議案書18ページをご覧ください。議第7号「農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり変更する。

- 1 事業の区分 利用権設定等促進事業
- 2 利用権の種類 賃借権
- 3 利用権の設定・移転の別 移転
- 4 権利の移転日 令和元(2019)年10月19日
- 5 権利の終了日 明細表に記載のとおり
- 6 対象農地の面積 賃借権 円滑化分 田15筆 16,054㎡
- 7 関係人の数 受人1人 渡人1人
- 8 計画変更の理由 明細表に記載のとおり

9 実施地区 柏崎市

10 公告予定日につきましては、ご了解いただければ、令和元(2019)年10月18日を予定しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第4号から議第7号について事務局の提案通りとすることにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第4号から議7号について事務局の提案通りと決定いたします。

議長

次に「報第1号 農地法第5条許可の専決処分について」事務局の報告説明を求めます。

阿部係長

それでは、報第1号「農地法第5条許可の専決処分について」ご報告申し上げます。

令和元年7月31日開催の第26回総会においてご許可をいただきました「農地法第5条の許可を要する農地の買受適格証明願」について、先日専決処分を行いました。

この願の内容は、申請人 大字藤井〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇。土地の所在地 大字曾地字六十刈〇〇番〇 外2筆 地目 田 面積 2,007 m²。利用目的 中古農機具一時保管場所。入札期間 令和元年8月26日～令和元年9月2日。農地区分 第2種。となっております。

この度9月5日新潟地方裁判所長岡支部執行の期間入札において落札、同日申請人からの5条許可申請を受け、専決処分を行い、許可証を交付したことを報告いたします。

以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

報第1号の報告を終了します。

議長

次に「報第2号 令和元年度農地パトロール結果報告について」事務局の報告説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、7月から8月にかけて、皆様から実施いただきました前期農地パトロールの結果につきまして、ご報告申し上げます。お配りしましたA3判両面刷り「令和元年度農地パトロール結果報告」をご覧ください。

今年も非常に暑い中、大変お疲れ様でした。

それぞれの地区の報告につきましては、結果概要をご覧ください。農地ナビ画面を添付していただきわかりやすい報告にいただいた地区もありました。またパトロールの際に問題のある農地について直接所有者・耕作者を指導し、耕作が再開された等状況が改善された地区もありました。そして、パトロールをきっかけとした働きかけで所有者・耕作者・資源保全会で農地への復旧作業を実施した地区もありました。

来年度に向けては、地域全体の利用状況を漠然とした傾向やイメージで確認・報告するのではなく、個々の農地について状況の把握や指導ができるよう、農地ナビの利用も含めて、個別の土地地番もご報告いただければ、事務局としても、その後の該当する農地の確認、所有者・耕作者への連絡・指導等もスムーズに実施できることとなり、非常にありがたいと思います。

なお、この結果は新潟県農業会議にも報告させていただきました。ありがとうございました。

また後期農地パトロールにつきましては、問題となりました農地への今後の対応等を運

営会議で検討し、皆様方に利用意向調査も含めてご協力をお願いしたいと思います。
以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

報第2号の報告を終了します。

議長

その他に入る前に挨拶の中で落としていたことがありますので一言言わせていただきます。私達は年末にかけて農業者アンケートを実施し、皆さんにご足労願うこととなります。その第1弾としまして農政課と一緒に設問事項を考えたいので、9月18日に農協さんに農家組合長さんを通じ、アンケートを配布と回収をお願いしてきましたので、皆さんにお知らせいたします。以上です。

議長

その他の事項で、委員のみなさんから発言はございませんでしょうか。
ないようでしたら事務局からその他事項をお願いします。

霜田事務局長

お手元の「第28回農業委員会総会（R1.9.30）事務局事務連絡」をご覧ください。

1 今後の予定です。

第21回運営委員会 四役 10月17日（木）15時から 市役所小会議室 農業施策等に関する「市長意見書」ほか協議

その他については先般皆さんに案内した日程と同じです。「新潟県農業委員会大会」「全国農業委員会会長代表者集会」につきましては、まだ詳しい資料が来ていませんので、資料が来ましたらご案内したいと思います。

2 公費の不適切支出に関する報道について

大阪南部「泉南地区農業委員会連合会」の視察研修会（鳥取園芸試験場）の話。

酒代を含めて旅費の大半が公費（各市町村からの負担金、農業会議交付金）で賄われていた。宿泊費も出張旅費規程を超過していた。柏崎市農業委員会はこれに該当しないと考えますが、節度ある行動が求められている。このことを委員の皆様も確認していただきたい。

10月1日から11月29日の2か月にわたって、農業者年金基金、農業会議、JA新潟中央会が女性農業者を対象にした農業者年金加入推進ラジオCMを放送します。

10月7日市議会の産業建設委員さん8人との農業委員会役員と意見交換会があります。

第29回総会 農業委員 10月31日（木）13時30分から 市役所第1会議室

議長

質問はありませんか。なければ質疑を終了します。

議長

以上で本日の日程は終了しました。閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いいたします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様でした。明日から消費税が10%に変わり、軽減税率も導入されます。米については、主食は食品なので8%、飼料米は10%、同じ米でも変わってくるということです。

税務署で軽減税率の説明会で説明を受けた後、本当に10月1日からスタートにするのですか。と聞いたところ、税務署の方はその時点では黙ってしまいました。ずっとリーマンショック級の何かがあればと言われてきましたが、何もなく10月1日から消費税10%がスタートします。段々と細かい数字を色々と計算しながらやっていかなければならないのかと思っています。肥料農薬を買うのは10%、機械を買うのも10%、自分が売るのは8%ということで、その差を見ていかなければならないのが段々面倒になってきたと感じます。

来週10月7日、市議会の産業建設常任委員との意見交換会を行います。議員の皆さんと話をすることで、農業を産業としてどうとらえていくのか、議員の皆さんはどう考えているのかということをお話できればと思っています。以上です。お疲れ様でした。

閉会 午後2時25分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____